

令和3年第4回浅川町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第41号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第5号）
日程第 4 議案第42号 動産の取得について
日程第 5 議案第43号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第44号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第46号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
建設水道課長	生田目聡君	税務課長	我妻美幸君
住民課長	関根恵美子君	保健福祉課長	佐川建治君

農政商工課長 坂 本 克 幸 君 学校教育課長 高 野 喜 寛 君

社会教育課長 生 田 目 源 寿 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八 代 敏 彦 主 事 生 方 健 人

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

令和3年第4回浅川町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会に町長から提出された議案については、補正予算が1件、動産の取得が1件、条例の一部改正が4件、合計6件となっております。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解なされ、慎重なる審議と円滑な議事運営をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎町長招集挨拶及び行政報告

○議会事務局長（八代敏彦君） 町長招集に当たっての挨拶及び行政報告。

○議長（円谷忠吉君） 町長。

〔町長 江田文男君登壇〕

○町長（江田文男君） 皆さん、改めておはようございます。

令和3年第4回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただき、誠にご苦労さまでございます。

議案等は、ただいま議長から説明があったとおりで、補正予算及び動産の取得、条例改正を提案しております。

慎重審議くださいますことをお願い申し上げて、挨拶に代えさせていただきます。

引き続き、行政報告を申し上げます。

1点目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

ワクチン接種につきましては、関係者の多大なご協力により、2回目の接種をおおむね完了したところであります。

今後は、3回目の接種等に向けて適時適切に対応してまいります。

2点目につきましては、農業農村整備事業についてであります。

このたび、農地中間管理機構関連農地整備事業の令和4年度調査地区として荒屋郷地区が採択されましたので、ご報告いたします。

3点目につきましては、会計管理者についてであります。

菊池会計管理者については、傷病のため、令和4年2月まで療養となる見込みであります。

この間については、町財務規則に基づき、税務課長が事務代理いたします。

その他につきましては、臨時議会終了後の議会全員協議会においてご説明いたします。
以上、報告申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第4回浅川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、会計管理者、菊池三重子君は、病气加療のため会議を欠席する旨の報告を受けております。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

1番 菅野朝興君

2番 兼子長一君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程については本日1日にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

議案については事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第41号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分が交付されたことから、令和3年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、総額を36億2,999万8,000円とするものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

右下に、11月補正と記載されております令和3年度浅川町一般会計補正予算書並びに予算説明書をご覧くださいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長の説明で分かりましたけれども、その基礎となる数の浅川町の事業所数というのは、いかほどあるのでしょうか。

その点と、それから説明ではなかったんですけども、いわゆる農業法人とか農業関係の組織がされているそういう事業所、こういうところには該当しないのでしょうか。お伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、事業所数でございますが、国のほうの説明につきましては、その配分の基になっているのがそのような数字になっていますよという連絡を受けておりまして、具体的に事業者数がどの統計のものなのかまでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

ただいまおたしありました事業者数につきましては、商工業者につきましては約200事業所、個人事業主等も混ぜて、あると聞いております。

うち、もう一つのご質問の農業法人等ですが、こちら農業も事業になりますので、あくまでも商工業と限つ

たわけではございません。事業者支援分という名目で来ておりますので、農家、浅川には農業法人のほうはございませんが、こちら例えば事務所のほうに置くとか、作業場のほうに空気清浄機を置くとか、そういった事業に関係する場所に置くような場合には該当するものと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、農政商工課長のおよそ200事業所ということが出ました。それと、農業関係の件であります。これはやはりコロナによつての事業所における収入減や、そういうことも要件となるのでありましようか。そうでなくて、そういう事業所について申請があれば、20万円を限度にして交付するという、こういうことなのでありますか。その点。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） こちら、収入等、そちらのほうは関係ございません。あくまでも事業所、店舗、作業所など、そういった場所に備品や機械等を設置した場合のその額に対する支援金となります。上限のほうは20万としておりますが、そこまでは、かかった分については1,000円以下切捨てとなりますが、かかった額を確認しまして、その分を交付したいと思います。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 重ねて聞きたいのが、今、農家という答えがありましたよね。農家も該当するという答えなんです。個人農家の例えば乾燥小屋とか倉庫にも該当するという理解でいいんですか。それとも事業法人ということですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 個人の農家さんも事業として行っておりますので、あくまでも家庭に設置するとか、それはもちろん駄目ですが、作業所の中にコロナ感染対策として設置する分については該当になります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 例えば、自宅を開放して集いの場に行っている方がいらっしゃるんですけども、そういうところは対象になるんですか。この事業所というのが、具体的によく分からないんですけども、これは町民の方に周知をする場合には、もっと具体的に詳しく書くというお考えなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 事業所につきましては、様々な形態がございますので、家庭をそのまま事業所や事務所に行っているような方もいらっしゃるかとは思いますが、店舗のような形で、はっきりここが事務所と分かるようなものでしたら問題ないんですが、そういった場合には聞き取りと確認をさせていただいて、間違い

なく業務上、事業に係る場所に設置したということでしたら該当にさせたいと思っております。

また、皆様にお配りしました資料のチラシのほうにつきましては、この1枚でちょっと表現しておりますので、ここからもう少し微調整のほうはしたいと思っておりますが、最低限のことしかちょっと載せられないかなと思っておりますので、あとは随時間い合わせていただいて、回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、事業所というのはあまり収益とかには関係なくて、反復継続的に事業をやっているというところはほとんど対象になると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 基本的には経済活動の何らかの収益を得ている事業という形になると思います。
以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第41号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を起立によって採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第42号 動産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、町防災行政無線のデジタル化に伴い整備した戸別受信機を300台追加購入する契約を締結するためのもので、地方自治法施行令第167条の2による随意契約により、契約金額1,518万円で、仙台市の株式会社日立国際電気東日本支社を契約の相手方としたいため、地方自治法第96条第1項第8号並びに浅川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

今回の防災行政無線戸別受信機購入につきましては、本年9月議会の補正予算で計上したものでございます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 4点お伺いします。

まず、1点目ですが、この300台の用途について改めて伺いたいと思います。

それから、2点目ですけれども、2年前に同じような予算を取ったときは、工事請負費という形で計上したんですね、予算書には。今回、動産の取得ということにした理由は何なのか伺いたいと思います。

それから、3点目なんですけど、1台5万円ぐらいする。今の時代にあって、あの機械かなり高価なんだなという思いはあるんですけど、録音機能とかついているせいもあるのかなというふうに思います。

この録音機能なんですけれども、私、以前、火災の際にその場所がはっきり聞き取れなかったので録音、再生を押したらば、全く、全然、古いのから再生されているような状況だったような気がするんです。肝腎なところはちょっと聞けなかったという経験があるんですけど、私の操作のやり方が間違っていたのか、それともこの録音機能がそういうものなのか。この録音機能について、きちんと聞きたいものが聞けたという経験は皆さんおありなんでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、この300台購入して、具体的にいつからどういうところに配置をしていくのか、それから町として保管というか、予備として何台ぐらい取っておくのか、こういうところも伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、1点目は、300台の内訳でよろしかったでしょうか。

〔「はい、そうです」の声あり〕

○総務課長（岡部 真君） 9月のときにもご説明したわけなんですけど、まず事業所等につきまして約170台、それから元年当時に設置しようとしたところで、各家庭へいろいろ訪問したり、不在だったところがありまして、そちらのほうの未設置者の方が約50人ほどいたようでございます。それらの対応、そのほか転入者と予備を含めまして300台というふうになっております。

それから2点目で、2年前は工事請負費、今回は動産、物品扱いにしたわけでございますが、2年前の工事請負費につきましては、アンテナ等の設置等もありまして、含めまして全部工事請負費というふうなくくりで発注したものでございます。今回につきましては、物品を購入し、設置につきましては、一部そういったアンテナが必要なところにつきましては、別途設置費用の取扱いで対応したいと思っております。

それから、録音機能につきましては、議案書2ページに仕様等が書いてありまして、下段のほう、6の機能の表の中段のところ、録音件数が70件程度録音でき、録音時間が40分ほど可能となっております。2分であれば20回ということになっており、ただ確かにこれを検索する機能等がどのようになっているのか、ちょっと私、

説明書も手元にありませんが、こういったところで多少手間がかかるのかなというところがあります。

それから、最後の4点目ですけれども、1点目とかぶりますが、300台、今回、事業所等のほかは2世帯住宅等も含めまして設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 元年度に設置したときに、いずれも隠居のほうにもつけてもらったんですけども、今回は一つの大きなくりの家で1個だということで、隠居のほうにはつけてもらえないという状況があったと思うんですけども、今回はこの事業所の中にそういう部分というのは入っているんですか。隠居、前は母屋に1個、隠居に1個、こういう形でつけたんですけども、元年のときは、その大きなくりの1軒に1個だよということで、母屋にはつけられるけれども、隠居のほうにはつけられないよということだったと思うんです。今回は、その隠居のほうにも対応するというので、この事業所の中には隠居とかも入っているんですか。それを伺いたいと思います。

それから2点目の、前はアンテナ設置の工事もあったから工事請負費で計上したと。今回は単品を買うだけで、もしアンテナ工事設置が必要だったら、それは別途対応したいと、こういうことだったんですけども、別途対応するというふうになると国の補助対象にならないんじゃないかというふうに思うんですけども、どうなのでしょう。なるんですか、伺いたいと思います。

それから、3点目の録音機能なんですけれども、私の操作が間違っていて、聞きたいところをちゃんと聞けるんですよというんだったら何の問題もないんですけども、肝腎の今、放送した火災の発生場所がどこなのかというのを探すのに20分も40分かかっているようでは、それは役に立たないというふうに思うんですけども、その点はどうなんですか、誰かやってちゃんと聞けたということであれば問題ないんです。もしそうでなければ、この録音機能というのは本当に必要なのかということもあると思うんですよ。もっと安いのを買えば、安く済むわけですからね。いくら国から補助金があるんだということをいっても、無駄なものを使わないほうがいいというふうに思うんですけども、どうでしょう。

4点目の300台について、具体的にいつ頃からこれを配布するというか、申請を受けて交付する予定なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、事業所数ですが、補正予算提出時に調べたところですが、事業所数につきましては170台ほどになりますが、それにつきましては隠居等については含まれておりません。2世帯の希望者等につきましては、そのほか元年度の報告ですと、そのときに2世帯を希望する方が7人ほどいたということで、それらにつきましては170とは別でございます。

それから、補助金等の関係でございますが、今回は直接的な補助ではなく特別交付税の措置となっております。今回の取得費用1,518万に対しての措置となり、設置費用については除かれるものであると思われまして。

それから、録音機能につきましては、再度、その辺につきましてはちょっと確認したいと思います。

今回の300台について、いつからということですが、一応工期とすれば年度末を考えてはおりますが、現在その製品を作る半導体等が不足しているとの情報もあり、若干遅れることも想定はされる状況ではご

ざいます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目の、前からちょっと出ていた隠居にもつけてほしいというやつは、今回の、前回設置できなかった約50か所、この中に含まれているというふうな理解でよろしいですか。

それから、2点目ですけれども、設置費用は除かれるということは、これは結局町の負担、まさか町民の方から取るわけにはいかないでしょうから、今までは無料でやっていたんだから。戸別受信機を設置して、電波の入りが悪いのでアンテナを設置する必要があるという場合、そのアンテナの設置費用は町が負担すると、こういうふうになるんだと思うんです。そうすると、前回工事請負費で計上して、そのアンテナ設置費用まで補助だか交付税だかで見てもらったのに、今回は単品だからそれは見てもらえないということで、これはもし国のほうに工事請負費でアンテナ設置工事代も含めて申請して交付税で見てもらおうと、こういう方法はなかったんですか、伺いたいと思います。

それから、3点目の録音機能については、私もちょっとよく分からないのであれなんですけれども、もしそういうふうにあまり役に立たないという状況であれば、今回はしようがないとしても、次回、これ更新する時期があるでしょうから、そのときの参考のために、やっぱり録音機能必要かどうかというのは検討したらいいかなというふうに思います。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず1点目、2世帯住宅等については、50台等に含まれている理解でございます。そのとおりでございます。

それから、アンテナの設置費用、交付税措置になるかどうかにつきましては、今回の設置の取得費用につきましては間違いなくなりますけれども、その係るアンテナ等の工事費用につきましては、別途交付税の別の項目の中で対応できるかどうか確認をしながら、それにつきましては報告等をしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町民の方からご指摘があったんですけれども、そういうことが可能ならばというふうな前提ですけれども、毎月1日にサイレンの吹鳴があります。非常に、当然大きな音がするわけですが、戸別受信機等についてはそんなに大きくしなくてもよろしいのではないかと。サイレンそのものを町が吹鳴するのは、もちろん大きなあれでやるんですけれども、赤ちゃんが驚いて泣き出したとか、あるいはあまり大きいのでスイッチを切ってしまうと。そうすると、ついつい忘れて、その次の用を足さないというような、忘れてしまうというようなことが度々あると。もう少し戸別受信機のほうだけでも、これよりは少し小さくではないんですけれども、もう少し落としていただけないのかという町民の声がありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 緊急放送につきましては強制的な音量になるようでございますので、再度、取扱いのほう、そういった別な方法があるかどうか等も含めまして、その辺は機能等について確認をしていきたいと

思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 3点ほどお伺いいたします。

国からの財政措置を受けて今回の行政無線戸別受信機を購入するのでありますが、国から防災行政無線の扱いについて、どのような縛りがあるのか、まず1点目、お伺いしたいと思います。

それと、今回の臨時議会で、このように購入に当たって審議するわけですが、12月議会には、そうすると設置に関する費用の補正予算を繰り入れるということによろしいのでしょうか。

それと、この300台の納品に関して先ほど担当課長のほうからありましたが、遅れる見込みもあると。ただ、年度内に設置したいと。現時点、その相手方、日立国際電気さんとは、納期に関してはどのような話合いで進められているのか、3点お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、1点目の国の財政措置のことですが、今回は特別交付税のものでございまして、まず今回の戸別受信機を無償で貸し出すというところが1つの縛りとなっております、浅川町においては、当然のことながら無償で貸与するということで、その点はクリアしているものと理解しております。

それから、設置費用につきましては、既定予算で戸別受信機等の修繕等、聞こえないとかそういったところの対応する費用を当初予算で計上しております。その辺を活用しまして設置する予定としており、12月補正等では、今のところ計上する予定はございません。

それから、納期につきましてですが、先ほど触れましたように、日立さんのほうから半導体等の供給不足により納品が若干遅れることもあるとの報告は受けておりますが、なお年度内に納品に向けて話を進めてまいります、必要であれば繰越しの手続きもいずれ考える場面も出てくる場合もあろうかと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、1点目の答弁、私が欲しかったのは、運用に関してどのような国の縛りがあるのかということをお聞きしたいのですが。というのは、再三、9番議員さんが、今、上がったのは誰々さんの何のお祝いの花火だよと、中学校の授業で上げた花火ですよと。花火に関して町民にお知らせはできないのかという問題についてもなんですが、行政無線に関してのそういう縛り、こういうのに運用しなさい、こういうのは駄目ですよというのを、改めてどういう縛りがあるのかお聞きしたいわけです。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 防災行政無線でございますので、9月の議会でもこの件、やり取りしましたが、防災のことはもちろん、行政上の連絡等についても放送できる規定とはなっております。ですので、端的に花火の件でございますが、行政上必要ということであれば、放送上は可能だと考えられます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） であれば、今までやっていなかったから新しくやるのにちょっと二の足踏んでいるのかと思うところがあるんですが、システムをつくれれば可能だと思うんですね。必ず、花火を上げるのには常備消防のほうに届けを出します。最低でも打ち上げ30分ぐらい前には書類を出さなければ、無許可では上げられないという仕組みになっております。当然ながら、じゃ常備消防のほうにそのような書類が上がった場合、じゃ住民課さんのほうに1本電話をもらえませんか。そうしたらそれを対応する、じゃ何時何分にこういう趣旨の花火が上がりますというのを町民の人にお知らせするということが可能だと思うんですね、やる気になれば。やる気がなければ何も進まないと思うんですが、やる気があればできることだと思います。それによって町民の方は、今日の今の花火、何だっぺね、町内では必ず花火が上がるたびにこの話が出ます。できるだけ町民の方に情報を与えるという意味でも必要ではないかと思います。町長、どうですか。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは9月と同じ答弁になると思いますが、これは9番議員に、これ広報あさかわでも今、花火を町で行事で上げるようなときは、花火マークかなんかつけているの、知っているでしょう、今。

〔「いや、まだです」の声あり〕

○町長（江田文男君） まだか、これからか。そういう花火マーク、浅川町で上げるような行事にはそういうマークをつけさせていただきます。

広報、花火で、防災無線でいうと、全く9月と同じ答弁で申し訳ありませんが、サッカーとか児童野球ではたまに花火を上げます。あるいは個人で上げる人もいます。別に知らせる必要もないという方もおりますから、今なるべく、花火を上げるのであれば、そういう広報とか何らかの形で知らせをしたいと思いますので、いろいろ今検討しているところでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第42号 動産の取得についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第43号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、職員の給与等について福島県人事委員会の勧告により、期末手当の支給割合を引き下げる条例の改正を提案しており、同様に議会議員の期末手当を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

初めに、今年度の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告の内容は、どちらも月例給は改定せず、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げることとされました。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この条件改正によって、議会のほうでは総額で幾ら減額になるのか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、議員さんの期末手当の減額でございますが、31万9,000円でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第43号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第44号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、職員の給与等について福島県人事委員会の勧告により、期末手当の支給割合を引き下げる条例の改正を提案しており、同様に浅川町長等の期末手当を改正するものです。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

新旧対照表は3ページとなります。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） さっきと同じように、減額の総額を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 町長、副町長、教育長、合わせまして22万2,000円でございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

[「はい、いいです」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第44号 浅川町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、令和3年10月7日に福島県人事委員会勧告があったことであり、本町におきましても、勧告制度の趣旨、その他諸般の事情を総合的に勘案し、条例を改正するものです。

改正内容につきましては、会計年度任用職員を除く一般職の期末手当を0.15月引き下げる条例の改正であります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

新旧対照表は5ページとなります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、引下げをしない場合の正職員の人数と期末手当の総額と平均額、これを1つ伺いたい。

それから、減額をする場合の減額の平均額と減額の総額、これについて伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちょっとお待ちください。

まず、正職員の数でございますが、実際に支給される人数につきましては、産休、育休中を除きまして68名でございます。

減額前の1人当たりの支給予定額ですが、期末手当としまして74万9,000円でございます。減額後ですが、1人当たり約71万2,000円という計算になります。減額の額でございますが、330万5,000円で、1人当たり約4万8,600円となります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ちょっと分からなかったんですけども、支給予定の平均額が74万9,000円で、減額後だと71万2,000円になるという説明がありました。一番最後に1人当たり4万8,600円の減額になるというんですけども、さっきのやつを引き算すると3万7,000円というふうな数字が出てきて、何か話が合わないような気がするんですけども、どうなのでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） すみません。今年度途中で1人退職された者がおりまして、当初予定していた金額、予算書ベースの計算で計算したところでございまして、その分が若干差額として出ているのかなと思います。まず、期末手当の今回の減額相当分につきましては330万5,000円でございます。

以上です。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この引下げに際して、職員組合との話し合いというんですかね、そういうことはなされたんですか。あるいは申入れなんかがありますか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 11月下旬、この提案をする前につきまして、国の動向やら県の動向をぎりぎりまで考慮していったわけですが、その中で、職員組合等ともこの旨申入れを通して交渉等をした経過でございます。以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 共産党議員を代表して、賛成討論を申し上げます。

コロナ禍の昨今、町の職員はいろんな形で大変な作業なんかもなされたと思うんです。その努力に対して、まず敬意を表したいと思います。

そういう中で、灯油というか燃料の値上がり、あるいは10月からの生活の用品、食品の値上げ、こういうことによって、職員の方々も含めて国民の全ての方々が大変な状況に置かれて、むしろ値上げをしてもらいたいというようなことが実情ではないかと思うんです。

そういう中で、総務課長のほうから今、説明いただきましたけれども、職員の方々とも協議をしてというこ

とがありました。職員組合としても、やはりやむを得ないだろうと、こういうふうな結論に達したということ
を伺っておりますので、本当にそういう意味では、私どもとは違って、生活給であるそういう職員の期末手当
を下げるということは非常に心苦しいのでありますが、組合の了解も得ておるといようなことを含めて、賛
成討論にしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第45号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採
決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第46号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、会計年度任用職員の期末手当を、福島県と同様に、今年度は引き
下げないために条例を改正するものであります。

よろしくご審議いただきたいと思います。

補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） それでは、補足説明いたします。

新旧対照表は7ページとなります。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 管内でも、この会計年度任用職員の給与の引下げについては態度が分かれていて、一般
職員と同じように減らすというところもあるようですけれども、浅川町は基本的に、期末手当の額自体が少な

い会計年度任用職員は今回下げないでこうと、こういう配慮をしたというのは私はよかったというふうに思います。

それで、会計年度任用職員の期末手当って私はちょっとびんとこないんですけども、その実態についてちょっと伺いたいと思います。

まず、一番もらえる人でどのぐらいもらっているのか。毎日フルタイムで勤務されている施設の長の方なんかは、それなりにというふうには思うんですけども、ただ、昔のパートタイム的なそういう方は大変少ないだろうというふうには思うんですが。その最高額と、まず会計年度任用職員の人数、それから手当の平均額、この辺、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちょっとお待ちください。

まず、現在の会計年度任用職員の数でございますが、フルタイムで34人、パートで50人、合わせて84人でございます。

今回、減額措置はしませんが、仮に減額となった場合の金額でございますが、190万9,000円と試算したところでございまして、1人当たり2万2,700円程度となります。

それで、現在引き下げない方、仮に基本給16万円程度だといたしますと、年間2.5月でございますので、年間40万円がおよその支給額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） もし、これ答えることができないんだったらいいですけども、一番もらっている人でどのぐらい、会計年度任用職員でいただいているのか。

それから、人数は今ありました。手当の平均額、これについては幾らというふうに言ったんですけど、もう一度伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 最高額等につきましては、ちょっと手元に資料ございません。申し訳ありません。

それから、本年度の予算上の会計年度任用職員の期末手当の総額につきましては、2,431万1,000円となっております。ですので、これを84人で割りますと約29万円となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第46号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回浅川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時11分